

未来づくり懇談会（境林）会議録

日 時：平成29年1月26日（木）

19：00～20：35

場 所：境林農業構造改善センター

出席者：市長、教育長、総合政策課長、
総合政策課長補佐

1 開 会 19：00 進行：秘書広報課長

2 あいさつ 矢板市長

3 出席者紹介

4 矢板市設定テーマ

○持続可能な矢板南部地区のまちづくりについて

・資料に基づき、人口推計等について説明。

Q 1 全国的に少子高齢化、空き家問題が進んでいる。川崎小学校地域でも児童数が少なく地域が成り立っていかないのではないかと。人を集めるには住宅造成を促進すべきだが、矢板那須線バイパス沿線は農振法等の規制があり開発が進まない。商業施設や住宅ができるようにしてほしい。

A 1 農地転用できるケースもあるので、矢板南部地区の皆さんの意見を聴きながらできる所から計画的に少しずつ進めていくしかないと考える。

平成29年9月	矢板都市計画区域における土地利用方針を策定。 矢板駅西の新市街地エリアについては、優良農地との調和を図りながら、適切な土地利用を促していく。
平成30年4月	「暮らしのびのび定住補助制度」の拡充。 矢板駅西地区と矢板那須線バイパス周辺を含む新市街地エリアの住宅取得について「特定地域加算」を追加。

Q 2 矢板市に住みたくなるような仕事場がない。まずはそこから取り組んでほしい。また、農業だけでは食べていけないので、支援する政策をしてほしい。

A 2 平成28年度に「矢板市企業紹介Book」を作成した。12月には就職セミナーを行い、1月には東京でUターン説明会を行う。矢板市に優良企業がある事を就職希望者はもちろんだが、まずは親、祖父母世代に知ってもらうことが大切だと考える。今後、矢板市で就職してもらえる環境づくりを進めていきたい。

また農業後継者不足解消へ向けても何らかの対策をしていく。

平成 28 年 12 月	矢板市企業紹介冊子作成 矢板市企業研究セミナー開催
平成 29 年 2 月	やいたUターン意見交換会開催
平成 29 年 11 月	矢板市企業紹介冊子作成 作新祭出展
平成 30 年 2 月	保護者向けセミナー開催

5 意見交換

Q 1 市役所の会議はいつも平日の昼間に開催される印象がある。働いている人もい
るので出席できる時間にしてほしい。

A 1 現在、市で行っている市民が参加する会議は 18 時以降に開催している。今後
も市民が参加しやすいように配慮していく。

Q 2 ホームページには各種計画が掲載されているが、詳細な個別計画も掲載してほ
しい。また計画の達成状況が見えるようにしてほしい。

A 2 計画を作った後、上手く市民に見せられるよう検討する。

Q 3 総合計画を策定する際に、実際に実行できるレベルまで落としているのか。達
成率がすごく低いのではないか。

A 3 総合戦略については毎年検証し、目標と結果のギャップを検討している。

Q 4 市では農業分野をどの程度重視しているのか。

A 4 米価については以前のような価格は維持できないと考える。市町村などの自治
体ではどうにもできないことだが、農業で成り立つ構造を作りたいと考える。
稲作のみでは成り立たないので、農商工連携や 6 次産業化も必要と考える。

平成 28 年度	学校給食で地元の農産物を使うため教育委員会と連携し、 実施要望書を県に提出済。
平成 29 年度	矢板小学校および川崎小学校を対象に、地産地消給食推進 事業を導入し、市内産のりんご、玉ねぎを使用した給食を 年 6 回提供したほか、生産者の講話や農業体験などを行 い、食育の推進を図った。また、地産地消給食推進会議を 開催し、学校栄養士と J A 間で市内農作物の取り扱いにつ いて協議し、市内農産物を学校給食へ積極的に使用できる 仕組みづくりを行った。

Q 5 郵便ポストを行政区内に設置してほしい。

A 5 矢板南部の区長会で日本郵政に要望されたい。

Q 6 フットボールセンターを取りやめて、必要な公共施設の整備に充てるべきでは。

A 6 現在、金融機関係のシンクタンクで費用対効果等を調査している。市民に理解

してもらえ結論を出していきたい。

平成 28 年 9 月	民間活力導入可能性調査業務を委託
平成 29 年 6 月	民間活力導入可能性調査の結果を議会全員協議会で報告。
平成 29 年 7 月	NPO 法人たかはら那須スポーツクラブから民設民営での実施提案書提出。
平成 29 年 10 月	事業計画検証業務を委託 検証結果、実現可能性ありと報告。
平成 29 年 12 月	12 月定例会で NPO 法人たかはら那須スポーツクラブに施設整備及び運営を委ねる旨を表明。

Q 7 有害鳥獣被害がひどいので、市で補助金を出して大規模な電気柵での対策をできないか。

A 7 平成 28 年 10 月から 1 頭につき 6 千円、12 月から 8 千円の報奨金を交付している。4 月からは 1 万 2 千円交付する。また 4 月より捕獲実施隊を組織して対策していく。

平成 28 年 10 月	捕獲報償制度開始 捕獲報奨金 1 頭につき 6,000 円
平成 29 年 4 月～	捕獲報奨金 1 頭につき 12,000 円
平成 29 年 4 月	矢板市鳥獣被害対策実施隊を設置
平成 29 年 7 月	矢板市有害獣侵入防止柵設置事業費補助金交付要綱を整備（市単独事業）上限 50,000 円
平成 30 年 4 月～	有害獣侵入防止柵設置事業費補助金の一部改正 上限 100,000 円